

第4回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議要旨

1 日 時 : 平成20年8月12日(火) 午後1時30分～午後3時10分

2 場 所 : 市役所 P1 (屋上階) 会議室

3 出席者 : (委 員) 阪井委員長、細見副委員長、小野委員、松下委員
(大阪市)〈市民局〉

京極市民局長、森田市民局理事、山本市民部長、宮花人権室長
〈経済局〉

小嶋産業振興部長、諫山事業適正化担当部長
〈環境局〉

西山環境保全部長
〈健康福祉局〉

山田生活福祉部長
〈教育委員会事務局〉

岡田総務部長
(事務局) 林市民局総務担当課長

4 議 題 : 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について

5 議事要旨

(1) 資源再生共同作業場及び工場アパートの問題について、不適正資金の概要、調査経過、事業内容、返還金、事業の見直しについて報告を行った。

〈経済局〉

- ・組織体制の強化を図り、施設の統合・廃止など事業の整理に向け、使用実態の調査に着手するなど事業適正化の取り組みを進めている。

〈環境局〉

- ・19年度末をもって資源再生業公害防止対策事業を終息している。

(2) 質 疑

委員 : 見直しということで精力的にやっていると信頼していたが、見直し監理委員会への市民の信頼、市政改革に対する評価を著しく落としてしまったことは、非常に残念。ぜひ今後そういうことがないように。問題がわかったときに、徹底的な調査、分析を行うべき。今後に活かしていただきたい。

委員 : 経済局の姿勢として、当事者として分析し、対策してほしい。再発防止に役立つ

ような反省をすべき。

市：本来あるべき組織一体として取り組んでいく姿勢がなく、適切な改善をはかることができていなかったことは反省すべきと認識。

委員：余剰金に計画性はなかったのか。

市：余剰金を毎年精算せずに蓄積しており、計画性は担保されていなかった。

委員：経済局、環境局が一年ごとに交互に矢田と浅香を担当していたことに何かメリットはあったのか。

市：それぞれの局が公害防止の観点と経済振興の観点で予算化し、合わせてひとつの事業として、交互に一箇所を担当していた。

委員：委託事務を、市職員が団体に代わって会計処理するという仕組みに根拠があるのか。こういう仕組み自体おかしいのでは。

市：職務専念義務の関係、チェックシステムが働いていないという問題がある。今大阪府全体で委託事務のあり方についての検討が行われている。市全体として是正策を今後早急に打ち出す。

委員長：経済局、環境局という一部局の問題ではない。見直し全体の今後に活かしていただきたい。

(3) 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について、市民局長が報告を行った。

1 関連事業

(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金

- ・85事業中、20年3月末までに、委託事業については49事業中35事業、補助金・分担金については30事業中19事業、貸付金については6事業中1事業見直し済み。
- ・「理学療法士・作業療法士派遣事業委託」は、検討が遅れているが、今年度中には結論を出す。
- ・補助金・分担金の残る事業については、本市の全体の方針に沿って見直しに取り組んでいる。
- ・大阪府等とともに対応している補助金6事業、分担金3事業は、6月に大阪府の大阪維新プログラム案が出され、7月に府の20年度本格予算が確定した状況も踏まえ、今年度に見直しを行う。大阪市の対応素案を近日中に公表する。
- ・芦原病院貸付金を除く貸付金5事業について、引き続き返還金の回収と債権処理に取り組む。
- ・高校・大学の奨学金については、債権処理にあたっての課題整理に時間を要して

いる。「一括債権放棄する方法」、「国基準を超える者に返還を求める方法」、「市独自の免除基準を策定する方法」等も考えられるが結論には至っていない。

- ・京都市で同和奨学金を実質的に返還免除としてきた「自立促進援助金制度」について住民訴訟で京都市が敗訴している。京都市の動きも見ながら、制度の経過の分析やリーガルチェック等を行う。
- ・次回の監理委員会で、委員のご意見も再度いただき、処理についての方向性を出す。

(2) 未利用地・建物等の使用

- ・有償化や契約方法の整理を行うものは、20年8月現在で92件中72件が措置済み。
- ・残るもののうち方向性が明確になっているものが3件で、残るものは17件。
- ・明け渡しや現状回復を図っていくものは、20年8月現在で46件中32件が措置済み。訴訟中のものなど、20年2月以降方向性が明確になっているものは7件から11件に増え、残りは3件。

(3) 「特別な優遇措置等」

- ・もと浪速第1温泉施設は、障害者自立支援法に基づく事業等、ニーズに応じたサービスが提供できるよう公募によって施設の活用をはかる場合、国等に対して財産処分の承認手続きが必要。土地・建物について売却や貸与等をする場合は転用手続きが必要。

2 政策的な課題

- ・概ね見直し方針通り進んでいる。

(1) 学校における職員配置の適正化

- ・全市的な基準を超える管理作業員及び給食調理員の配置の見直しについては、19年度末で完了。
- ・中学生の昼食は、12校で実施していた給食は本年3月末で廃止し、弁当を持参しない生徒への昼食提供事業を順次実施。

(2) 青少年会館の管理運営業務

- ・もと浪速青少年会館のグラウンドのスポーツ施設としての条例化は行わない。
- ・もと青少年会館全体のあり方は、人権文化センターのあり方と連携できるよう、今年の秋ごろまでに方向性を出す。

(3) 地域老人福祉センター管理運営

- ・20年度・21年度の2年間に限り、「高齢者等地域活動支援事業」として、プロポーザル方式により事業者を募集・選定した。「地域活動支援プラザ」の名称で本年4月から事業委託を行い、利用に供している。

(4) 「障害者会館管理運営委託」

- ・本年4月から、公募による指定管理者が管理運営を行っている。

- ・ 24年度以降の民間移管に向け課題の検討を行っている。
- (5) ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大
 - ・ ふれあい人権住宅の名称を廃止し、引き続き、募集対象区域を市域全体とし、啓発を図りながら入居募集を実施している。
- (6) 未利用地等の管理及び駐車場の管理運営
 - ・ 引き続き、本市の「市有地を利用した駐車場の方向性について」の方針、及び「大阪市未利用地活用方針」に基づき、見直しに取り組んでいる。
- (7) 人権文化センター
 - ・ 東淀川区内の3館は、本年4月から「東淀川人権文化センター」とし、従来の日之出人権文化センターに統合を行い、条例改正を行った。
 - ・ もと南方人権文化センター、もと飛鳥人権文化センターは、貸室や本市事業の実施場所として活用し、ボランティア団体やNPOなどの活動を支援するため市民活動支援ブースを設置した。
 - ・ 22年度からの全体のあり方については、市民との協働、1区に複数ある人権文化センターや、「もと青少年会館」のあり方との整合性について検討し、統廃合も視野に入れて、施設・機能を抜本的に見直し、今年度中に結論を出す。
- (8) 大阪市人権協会等の職員の雇用問題
 - ・ 引き続き期間を限定して雇用に配慮する。

(4) 質 疑

委員：理学療法士・作業療法士派遣事業の現状は。

市：年々少しずつ利用者が増えている。障害者会館が地域に偏在し、利用者が限定されるという課題、一方で障害者の方が地域でリハビリテーションを受けたいというニーズがあり、体制の充実が必要。
今年3月に策定した「大阪市障害者支援計画・後期計画」の理念に沿って事業を見直す。

委員：障害者という概念が広がっているので、一般的に幅を広げて育成してはどうか。

市：理学療法士・作業療法士派遣事業は、福祉的な立場からの支援であり、事業形態など、しくみを検討し、オール大阪で支援を必要としている人たちに支援ができるよう事業の構築をしていきたい。

委員：奨学金について、問題があるという現状を市民にオープンにし、各方策のメリット等挙げることが一番効果的な収束方法ではないか。

：国や各自治体とも情報共有するのが大切。

市：市民理解が得られるような処理方策を考えており、リーガルサポートの弁護士にも相談している。もう少し整理が進めばオープンにしていきたい。

：京都市の情報は収集しており、情報交換も進めていく。

委員：もと浪速第一温泉の活用に関して、財産処分にかかる国の方針はどのように変わったかの。

市：基本的な流れとしては、承認手続きの弾力化と明確化のための検討が行われており、厚生労働省においても一部手続きの弾力化・簡素化が行われている。

委員：大阪府とともに対応している補助金6事業、分担金3事業について、大阪維新プログラムでの事業の見直しで、府との協同はうまく進んでいるか、齟齬がないか。

市：府との関係で大きな齟齬は今のところ出ていない。これからも連携を密にして進めていく。

委員：人権文化センターについて、南方、飛鳥の活用状況の現状や問題点は。

市：4月から貸室の利用率が伸びている。NPOのブースは審査の結果、10ブースのうち、2ブース、2団体が使用。募集の周知を9月から改めて取り組む。

委員：中学校昼食について課題や改善点は。事業委託の結果どうなっているか。

市：12校について給食を3月末に廃止して、その後昼食提供事業を4月から実施しており、2学期からは新しく26校を予定。12校に昼食提供事業になってからの状況を聞き取り調査しており、事業の検証も進める。

委員：地域老人福祉センターの事業委託の現状は。

市：20年21年度の2年間は提案方式で公募し、それぞれの事業者、NPO法人に委託している。地域の交流センターとして高齢者を中心に十分活用されている。

委員長：全体的に見て進捗状況が順調なのか、予定通り進んでいるのか。

市：全体として進捗は順調に進んでいる。奨学金、もと浪速第一温泉施設の活用、理学療法士・作業療法士の派遣、あと若干、訴訟等の手続きなどに時間がかかっている。これらの点について方向性が出れば、ほぼ全体として収束のメドがついた状態になると認識している。

委員：見直した結果、効果がどれだけあったかについても市民にしっかり報告するという形でフォローアップをしていただきたい。

委員長：引続き精力的に取り組んでいただきたい。

6 会議資料

(1) 資料1

(2) 資料2 資源再生共同作業場・工場アパート不適正資金問題及び事業見直しの取

り組み、今後の方向について 経済局

(3) 資料3 資源再生共同作業場管理運営業務に係る資金について 環境局

(4) 資料4 地対財特法期限後の事業等の見直し進捗状況について 平成20年8月

(5) 資料5 理学療法士・作業療法士派遣事業委託について 高校・大学奨学金について もと浪速第一温泉施設の活用について

(6) 資料6 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について 平成20年8月

7 問い合わせ先

大阪市民政局総務担当

電話 : 06-6208-7315 FAX : 06-6202-7073

e-mail : ca0001@city.osaka.lg.jp